

2 団体別監査結果

小笠原島漁業協同組合

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

小笠原島漁業協同組合（以下「組合」という。）は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき、昭和43年10月に設立された法人であり、組合員の経済的社会的地位の向上と漁業の生産力の増進を図ることを目的として、主として次の事業を行っている。

ア 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

イ 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設の設置

ウ 組合員の漁獲物その他生産物の運搬、加工、保管又は販売

(2) 都との関係

都は、組合が行う漁業振興開発事業等に対し、表1のとおり補助金を交付している。

また、都は、東京都漁業近代化資金利子補給規則（昭和42年東京都規則第118号）に基づき、利子補給（平成10年度：172万余円、平成11年度：193万余円、利子補給率1.05%～3.90%）を行っている。

（表1）補助金の交付状況等

（単位：千円）

種類	根拠	金額		補助率等
		平成10年度	平成11年度	
漁業振興開発事業補助金	小笠原漁業振興開発事業費補助金交付要綱	94,000	164,220	10/10 (国庫補助 2/3)
漁業基盤施設等整備事業補助金	硫黄島関連漁業対策事業費補助金交付要綱	36,693	99,095	10/10 (国庫補助 2/3)

2 組織

組合は、事務所を小笠原村父島字奥村に置き、役員8名（組合長1名、理事5名、監事2名）及び職員8名で構成されている。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成10年度及び平成11年度の補助事業等について実施した。

2 実地監査期間

(1) 労働経済局 平成12年6月23日

(2) 組 合 平成12年6月27日

第3 監査の結果

1 事業実績について

平成10年度及び平成11年度における補助事業等の実績は、表2及び表3のとおりであり、事業は別項指摘に関するものを除き、補助目的に沿って適正に執行されている。

(表2) 補助事業実績

(単位：千円)

事業名	事業種目	平成10年度		平成11年度	
		主な事業内容	総事業費	主な事業内容	総事業費
小笠原漁業振興 開発事業	共同利用施設 整備事業	給油施設	94,000	漁業用資材販売 施設兼管理事務室	164,220
硫黄島関連漁業 対策事業	蓄養殖関連施設 整備事業	生けす外網、 海水取得ポンプ	36,693	生けす外網	8,282
	燃油等補給施設 整備事業		-	重油タンク	90,813
合 計			130,693		263,315

(表3) 漁業近代化資金利子補給実績

資金の種類	平成10年度		平成11年度	
	件数	金額	件数	金額
漁船資金	6件	695,042円	8件	1,033,219円
養殖資金	2	470,701	4	486,008
漁具資金			1	3,854
漁業経営資金	6	522,754	5	413,775
漁業特別対策資金	1	40,869		
合 計	15	1,729,366	18	1,936,856

2 指 摘 事 項

(1) 局 関 係

ア 速やかに補助金に係る消費税等の受入手続を行うべきもの

労働経済局は、硫黄島周辺海域における自衛隊掃海訓練海域等の設定によって漁業操業が制限され、経営を阻害されている漁業者の負担を軽減することを目的として、硫黄島関連漁業対策事業費補助金交付要綱に基づき、硫黄島関連漁業対策事業に係る補助金を組合に交付している。

同要綱によると、補助事業者は、補助申請時に消費税等相当額(以下「消費税等」という。)が明らかでないためこれを減額せずに申請する場合には、消費税等が確定した時点で速やかに都に報告し、返還しなければならないとされている。

しかしながら、局は、表4のとおり、消費税等を減額せずに補助金を交付しているにもかかわらず、返還金の受入手続について国との調整に日時を要しているため、消費税等の受入れが遅延しているのは適正でない。

局は、速やかに補助金に係る消費税等の受入手続を行われたい。

(表4) 補助金に係る消費税等

年 度	補助金交付額	うち消費税等	備 考
平成10年度	36,693千円	1,747千円	消 費 税 4 %
平成11年度	99,095	4,718	地方消費税 1 %
合 計	135,788	6,465	